

『世田谷区緊急時バックアップセンター』のご案内

世田谷区緊急時バックアップセンターは、障害者のご家族等の介護者が、急病や事故等で支援ができなくなった場合のような、突発的な緊急事態に24時間365日対応します。なお、ご利用にあたっては、事前の利用登録をお願いいたします。

◆◆◆ 利用登録のできる方 ◆◆◆

世田谷区内にお住まいの方又は世田谷区内で障害福祉サービスを利用している方で、以下のいずれかに該当する方

- (1) 65歳未満の障害のある方
- (2) 障害福祉サービス受給者証を所持している方

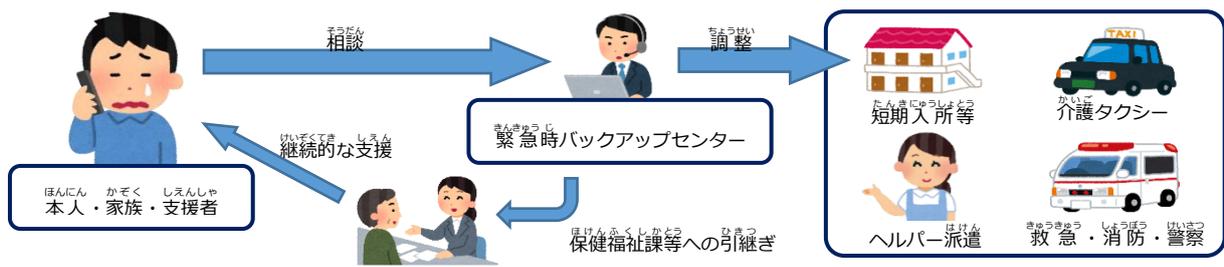
◆◆◆ 利用までの流れ ◆◆◆

(1) 利用登録

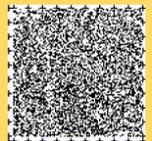
お住まいの地域の保健福祉センター保健福祉課に登録届出書を提出してください。登録情報を区から緊急時バックアップセンターに提供し、緊急時の支援に役立てます。(※1)

(2) 緊急時の相談【24時間365日対応】

緊急時バックアップセンターに電話で相談してください。コーディネーターが、一時的な支援施設やヘルパー派遣等の調整・手配を行います。(※2)



※1 事前登録で得た個人情報、世田谷区が定める個人情報保護条例に基づき取り扱います。
 ※2 相談内容の緊急性により、順番が前後することがありますので、あらかじめご了承ください。



緊急時バックアップセンターの利用に関する Q&A

Q. どのようなときに、相談ができますか？

介護されているご家族の方などに緊急事態が発生し、残された本人が生活を維持できない場合にご相談ください。短期入所の利用やホームヘルパーの派遣などの一時的な支援を受けることができます。

【緊急時の例】

- 本人が自宅内での転倒等により、身動きが取れなくなりました。
- 火災等によって、本人が生活する場所を失ってしまいました。
- ご家族や支援者が緊急入院となり、一人で自宅に残されてしまいました。
- ご家族や支援者が親族の葬儀等の手配のため、介護ができなくなった。



緊急時バックアップセンターが、緊急事態の詳細や代替手段の有無等を確認のうえ、緊急性を判断いたします。短期入所等のご利用を確約するものではありませんので、ご注意ください。

Q. 事前登録の手続きはどのように進めたいですか？

区のホームページに掲載している登録届出書(※)をご記入のうえ、お住いの地域の保健福祉センター保健福祉課までご提出ください。

※ 区ホームページのトップページにて と検索していただくと、

緊急時バックアップセンターのご案内及び登録届出書の掲載ページに移動します。

お身体の状況等により、登録届出書の記入が困難な場合は、下記問合せ先までご相談ください。

Q. 登録完了後に緊急事態があった場合には、どこに相談をすればいいですか？

緊急時バックアップセンター(電話番号 03-6804-0331

ファクシミリ 03-6804-0371)までご相談ください。

ご相談の際は、利用登録後にお伝えする登録番号をお伺いする場合がございます。

◆◆◆ 問合せ先 ◆◆◆

世田谷区障害福祉部 障害施策推進課 施策推進担当
 電話 03-5432-2426 FAX 03-5432-3021

